

年 月 日		年 分 退 職 所 得 申 告 書								
所在地 (住所)		市町村長 殿								
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒					現住所	〒		
	名称 (氏名)						氏名			
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。					個人番号			
							その年1月1日現在の住所			
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)										
A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年 月 日		③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間			自 年 月 日	年		
	② 退職の区分等	一般 ・ 障害	生活 の 有・無 扶助	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年			
				うち 重複勤続期間	有 無	自 年 月 日	年			
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。										
B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日		⑤ ③と④の通算勤続期間			自 年 月 日	年		
	うち特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年		うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年	
			うち 重複勤続期間	有 無	自 年 月 日	年				
あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。										
C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日		⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間			自 年 月 日	年		
	うち特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年		① うち特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有 無	自 年 月 日	年	
			自 年 月 日	年						
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。										
D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日		⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間			自 年 月 日	年		
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年		⑨ うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年	
			自 年 月 日	年						
⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日		⑪ ⑦と⑩の通算期間			自 年 月 日	年			
うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年		① うち ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日	年			
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。										
E	区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額 (円)		支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)	
	B	一般	・	・	・		・	一般 障害		
		特定役員	・	・	・		・	一般 障害		
	C	・	・	・		・	一般 障害			

- (注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。



## 第16号の43様式記載要領

- この申告書は、法第160条の規定により自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合、また、法第177条の13第1項の規定により自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「環境性能割」及び「種別割」の各枠内に記入すること。また、移転登録による自動車税種別割の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「登録年月日」、「初度登録年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は○〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」の欄で「07. バス（その他）」、「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月からの経過年数を記入すること。また、「3. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄には、法第156条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車のことをいう。

なお、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の01～09又は【2.5t以下バス・トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「R12年度燃費基準85%達成」は「H22年度燃費基準+84%達成」に、「R12年度燃費基準75%達成」は「H22年度燃費基準+62%達成」に、「R12年度燃費基準65%達成」は「H22年度燃費基準+41%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「H22年度燃費基準+30%達成」に、「R2年度燃費基準105%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+25%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「H27年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+15%達成」は「H22年度燃費基準+44%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

また、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の01～26のうち、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「R12年度燃費基準85%達成」は「R2年度燃費基準123%達成」に、「R12年度燃費基準75%達成」は「R2年度燃費基準109%達成」に、「R12年度燃費基準65%達成」は「R2年度燃費基準94%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「R2年度燃費基準87%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

### 【乗用車（ガソリン車）】

- ★★★★かつR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（非課税）
- ★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（非課税）（R3.12.31まで）
- ★★★★かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R3.12.31まで）
- ★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：1/100）（R3.12.31まで）
- 01～04に該当しないガソリン車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.12.31まで）
- ★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：非課税）（R4.1.1以降）
- ★★★★かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（R4.1.1以降）
- ★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R4.1.1以降）
- 01、06～08に該当しないガソリン車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R4.1.1以降）

### 【乗用車（ディーゼル車）】

- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）（R5.3.31まで）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）（R5.3.31まで）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）（R5.3.31まで）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつ19～22に該当しないディーゼル車（非課税）（R4.3.31まで）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつ19～22に該当しないディーゼル車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R4.4.1からR5.3.31まで）
- 19～24に該当しないディーゼル車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.12.31まで）
- 19～24に該当しないディーゼル車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R4.1.1以降）

### 【2.5t以下バス・トラック】

- ★★★★かつR2年度燃費基準+5%達成ガソリン車（バスに限る）（非課税）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+25%達成ガソリン車（トラックに限る）（非課税）
- ★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（バスに限る）（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車（トラックに限る）（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- 27～31に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

### 【2.5t超3.5t以下バス・トラック】

- ★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- ★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（バスに限る）（非課税）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車（トラックに限る）（非課税）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）

### 【3.5t超バス・トラック】

- H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税）
- H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- 48～50に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

### 【乗用車（LPG車）】

- ★★★★かつR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（非課税）
- ★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（非課税）（R3.12.31まで）
- ★★★★かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R3.12.31まで）
- ★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：1/100）（R3.12.31まで）
- 10～13に該当しないLPG車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.12.31まで）
- ★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：非課税）（R4.1.1以降）
- ★★★★かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（R4.1.1以降）
- ★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R4.1.1以降）
- 10、15～17に該当しないLPG車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R4.1.1以降）

【その他の自動車】

52. 電気自動車、天然ガス自動車（H30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又はH21年排出ガス基準10%低減）（非課税）
53. プラグインハイブリッド自動車（非課税）
54. 01～26、52、53に該当しない乗用車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.12.31まで）
55. 01～26、52、53に該当しない乗用車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R4.1.1以降）
56. 01～55に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）
- 15 上記14の01～51、54、55のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。  
なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」、「B 1」又は「B 2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合のうち（ろ）に掲げる要件に該当する場合を「B 1」、「B 1」以外のものを「B 2」という。  
（い）最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。 （ろ）乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。  
（は）運転室の前方に原動機を有するものであること。
- 16 「バリアフリー・A S V 特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。  
なお、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。
  01. ノンステップバス <1,000万円控除> (R5.3.31まで)
  02. リフト付きバス（乗車定員30人以上の空港アクセスバス）<800万円控除> (R5.3.31まで)
  03. リフト付きバス（乗車定員30人以上）<650万円控除> (R5.3.31まで)
  04. リフト付きバス（乗車定員30人未満）<200万円控除> (R5.3.31まで)
  05. ユニバーサルデザインタクシー <100万円控除> (R5.3.31まで)
  06. A S V（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置搭載車両）（8 t超20t以下トラック（けん引車及び被けん引車を除く。））<525万円控除（R3.10.31まで）>
  07. A S V（衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両）（5 t以下バス等）<350万円控除（R3.10.31まで）>
  08. A S V（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（5 t超12t以下バス等）<350万円控除（R3.10.31まで）>
  09. A S V（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（3.5t超8 t以下トラック（けん引車及び被けん引車を除く。））<350万円控除（R3.10.31まで）>
  10. A S V（衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両）（8 t超20t以下トラック（けん引車及び被けん引車を除く。））<350万円控除（R3.10.31まで）>
  11. A S V（側方衝突警報装置）（8 t超トラック（被けん引車を除く。））<175万円控除（R5.3.31まで）>
- 17 「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。  
また、令和2年度に新車新規登録された自動車については、5から7までのうち該当する番号を枠内に記入すること。  
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことを、「CD乗用車」はクリーンディーゼル乗用車のことをいう。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

		市町村長殿		令和 年 月 日提出		所在地		〒		特別徴収義務者 指 定 番 号		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度				
		フリガナ		氏名又は名称		フリガナ		氏名又は名称		宛 名 番 号		担 連 者 先		所 属		氏 名				
		個人番号 又は法人番号		個人番号 又は法人番号		個人番号 又は法人番号		個人番号 又は法人番号		個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		電 話		内 線 ( )						
給 与 所 得 者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏 名										年 月 日									
	生年月日		年 月 日																	
	個人番号																			
	受給者番号																			
	1月1日 現在の住所																			
異動後の 住所																				

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規)		法 人 番 号						新しい勤務先へは、月割額_____円を	
	所 在 地	〒		担 当 者 連 絡 先		所 属		氏 名		_____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	フリガナ			電 話		内 線 ( )		受 給 者 番 号			
	氏名又は名称							納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
--------	---	---------

## 記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書  
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
  - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
  - (2) 退職後令和 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和 年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
  - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。



第33号の4様式記載要領

- 1 この申告書は、法第454条の規定により、軽自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。  
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、( )内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「課税区分」の欄には、本人持ち込みにより他の市町村から転入する場合の軽自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し( )内にその詳細を記入すること。
- 4 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。  
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
- 6 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 7 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、( )内にその詳細を記入すること。
- 8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、( )内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「取得前の用途」の欄には、他から軽自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該軽自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度検査年月からの経過年数を記入すること。  
また、「3. その他」に該当する場合には、( )内にその詳細を記入すること。
- 12 「通常の取得価額」の欄には、法第450条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 13 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 14 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

なお、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】又は【2.5t以下トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12年度燃費基準75%達成」は「H22年度燃費基準+62%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「H22年度燃費基準+30%達成」に、「R12年度燃費基準55%達成」は「H22年度燃費基準+19%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+25%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「H27年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+15%達成」は「H22年度燃費基準+44%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

また、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】のうち、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12年度燃費基準75%達成」は「R2年度燃費基準109%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「R2年度燃費基準87%達成」に、「R12年度燃費基準55%達成」は「R2年度燃費基準80%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

01. ★★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（非課税）
02. ★★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：非課税、営業用：0.5/100）（R3.12.31まで）
03. ★★★★★かつR12年度燃費基準55%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：1/100）（R3.12.31まで）
04. 01～03に該当しないガソリン車（自家用：1/100、営業用：2/100）（R3.12.31まで）
05. ★★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R4.1.1以降）
06. ★★★★★かつR12年度燃費基準55%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R4.1.1以降）
07. 01、05及び06に該当しないガソリン車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R4.1.1以降）

【2.5t以下トラック】

08. ★★★★★かつH27年度燃費基準+25%達成ガソリン車（非課税）
09. ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
10. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）
11. 08～10に該当しないもの（2/100）

【その他の軽自動車】

12. 電気軽自動車、天然ガス軽自動車（H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減）（非課税）
13. 01～12に該当しないもの（2/100）

- 15 上記14の01～11のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。  
また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。  
なお、「構造」の欄については、貨物自動車の場合には「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。  
(い) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。  
(ろ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。  
(は) 運転室の前方に原動機を有するものであること。





## 第33号の4の2様式記載要領

- 1 この申告書は、法第463条の19第1項の規定により軽自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。  
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 4 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 6 二輪の小型自動車又は二輪若しくは三輪の軽自動車については、「用途」の欄の「10. その他」を選択し、（ ）内に「二輪」又は「三輪」と記入すること。
- 7 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。  
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 8 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 9 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「種別割の税率の特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。  
また、令和2年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車については、1又は4から7までのうち該当する番号を枠内に記入すること。  
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書  
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

市町村長 殿

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由		種 別		標 識 番 号	納税義務発生 年 月 日	令和 年 月 日
新 規	変 更	原動機付自転車	小型特殊自動車			
<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 第一種 (0.05L又は0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (0.09L又は0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (0.125L又は1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ( )	旧 標 識 番 号		

納税(申告・報告)義務者	所 有 者	住 所 又は 所在地	〒 □□□-□□□□			所有形態	1. 自己所有      2. 所有権留保      3. 商品車      4. リース車 5. その他 ( )			
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	.....				主たる定置場 ※( )内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ ( )		
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号			車 名	型式及び年式	原動機の型式番号		
	住 所 又は 所在地	〒 □□□-□□□□			車 台 番 号	型式認定番号	総排気量又は定格出力			
使 用 者	(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	.....			販 譲 売 渡 証 明 書	上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 令和 年 月 日  住所又は所在地  氏名又は名称  電 話 番 号				
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号							
届 出 者	住 所 又は 所在地	.....								
	(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	.....								
	電話番号	.....								

## 第33号の5 様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「納税（申告・報告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 5 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。  
また、「5. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。  
また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 7 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。



#### 第34号様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「廃車年月日」の欄には、納税義務が消滅した年月日を記入すること。
- 4 「納税（申告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 7 「標識返納の有無」の欄には、標識の返納が有る場合には1を、また、標識の返納のない場合には2を○で囲むこと。なお、標識の返納のない場合については、その理由に該当する項目を○で囲み、具体的な理由を〔 〕内に記入すること。
- 8 「盗難届出」の欄には、「申告の理由」又は「標識返納がない場合、その理由」欄において「盗難」に該当する場合に、その盗難を届出た年月日、被害年月日、届出警察署及び受理番号を記入すること。